

出店者各位

第33回ぐんまマラソンキッチンカー出店 規約【0820 暫定版】

敷島パークマネジメント J V

1. はじめに

- (1) 出店責任者である敷島パークマネジメント J V（以下、当 J V）の指導に従うこと。
- (2) 反社会勢力との関わりが一切ないこと。

2. 出店について

- (1) 出店に必要な備品は、各出店者が持参し準備を行うこと。
- (2) 販売員は、必ず出店者用ビブス（当 J V より貸与）の着用を行うこと。
- (3) 看板・のぼり旗の乱立は、安全管理上支障をきたす場合が想定されますので、節度ある設置を心がけること。
- (4) 過度の呼び込みは控えること。拡声器等の使用も禁止とする。
- (5) 販売時間内の安売りは禁止とする。また、時間外販売も禁止とする。
- (6) 出店者は、必ずメニュー・値段をわかりやすい箇所に表示を行うこと。また、表示に必要な備品等は各出店者でそれぞれ用意をすること。
- (7) 安全な通路（動線）を確保すること。
- (8) BGM 等、音楽をかけるのは自由とする。ただし、音量に配慮すること。
- (9) 販売に付随するゴミの整理、清掃、資材の設置・撤収等について、一切の責任を出店者がもつこととする。
- (10) 出店にあたり下面が汚れる場合は、ブルーシートを設置する。火器等を用いて調理する場合は、難燃シートの使用を推奨する。
- (11) 食中毒が懸念されるため、調理者は調理用手袋（帽子）・滅菌スプレー等を用意し、必ず清潔に営業すること。
- (12) 出店者は、必ず店舗の前にごみ箱（燃える・燃えないゴミの最低2種類）をわかりやすく設置すること。また、ゴミ袋は透明か半透明とし店名を消えないマジック等で、わかりやすく記入すること。袋の取替えは当該店舗が行うこと。ゴミ箱のゴミは、必ず持ち帰ること。
- (13) 公園内での食器等の洗浄やゴミの破棄・排水（氷なども含む）、流水は行なわないこと。
- (14) 喫煙は指定の場所以外では行わないこと。キッチンカー裏などでの喫煙も禁止とする。
- (15) 裸火の使用は、禁止とする。
火気を使用する場合は、防火対策を必ず行わなければならない。
また、消火器など必要な消火器具の準備を火気取扱場所毎に各出店者が必ず行うこと。
- (16) 終了後は、出店場所周辺の清掃を適宜行い、出店者の責任の下、現状復帰を行うこと。
- (17) 搬出は大会終了後からとし、大会途中の搬出は認めない。
- (18) 販売終了後、公園管理事務所に売上管理表を提出するほか、ビブス及び車両入場許可証の返却を行うこと。
- (18) 事故、怪我が起きないよう、充分注意を払うこと。
- (19) 緊急事態等（事故、怪我等）あった場合を想定し、初動体制を整えておく。
なお、緊急事態があった場合は、直ちに当 J V まで連絡すること。

■当日緊急連絡先 県立敷島公園管理事務所 027-234-9338

3. 出店料について

①出店料：車両専有面積による（1車両あたり740円/㎡）

※車検証の幅・長さに準ずる

例）幅2m×車長5mの場合 740（円）×10（㎡）＝7,400（円）※税込

②事務手数料：売上15%（1車両ごとに発生）

※売上管理表での当JVへの申告を義務づける

※事務手数料は別紙に準じる

4. 防火対策（義務）について

（1）使用する火器に、不具合がないか事前確認を必ず行うこと。

（2）火気取扱あるキッチンカーには消火器を適正に配置すること。

（3）火器の周囲は常に整理及び清掃に努めること。

（4）安全な通路（動線）を確保すること。

（5）火器を設置する台には、不燃性のものを使用すること、

（6）火器の周囲は可燃物から15cm以上、上方向1m以上の距離を保つこと。

（7）火器の三方を不燃性の物（コンクリートブロック、アルミパネル等）で囲うこと。

（8）カセットコンロの使用は禁止とする。

（9）揚げ物は必ずフライヤーまたはこれに類する調理器具を使用すること。ただし、危険を伴うため油の継ぎ足し行為は禁止とする。

5. LPガスの使用について（ボンベ・火気使用器具等）

（1）LPガスを使用には、別紙：「屋外やイベント会場でLPガスを使用するお客様へ」（消防庁・経済産業省）の内容を遵守すること。

（2）ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置すること。

（3）ボンベは安定した安全な場所に転倒しないようにベルト式固定器具等（鎖、ロープ、結束バンド等）を使用し、転倒防止策を講じ必要に応じ区画すること。

（4）ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用すること。

（5）1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しないこと。（それぞれに開閉栓を設けた場合を除く）

6. 電気について

（1）会場内で使用できる電源は、出店者が用意する

（2）電源使用にあたっての、発電機の持ち込みを認める

（3）発電機への給油行為は原則禁止とする。やむを得ず給油を必要とする出店者は、別紙申込書の「3. 当日使用する自家用発電機について」の「補充用燃料の有無」欄「有」に○印を付ける事。

その際は、当日の設営時に、ガソリン携行管を一時主催者保管（危険物貯蔵庫に引き取

りとし、給油時は、危険物取扱責任者監督のもとでのみ給油行為を許可するものとする。

7. 車両について

（1）公園内の車両の移動については、安全確保のため当JV及びぐんまマラソン実行委員会スタッフの誘導、指示を遵守すること。

（2）出店者には園内への車両入場許可証を発行する。（発行元：ぐんまマラソン実行委員会）

※許可証は現在実行委員会にて準備中につき、準備出来次第各出店者へ連絡の上、後日公園管理事務所にて受け渡しを行う。その際、合わせてビブス・売上管理表の受け渡しも行う。

以 上